法規的告示

○厚生労働省告示第二百九十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月一日から適用する。

令和七年十月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後						
別表第三						
都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数	
（略）						
30716	削除	削除	削除	削除	削除	
（略）						
31282	削除	削除	削除	削除	削除	
（略）						

改正前						
別表第三						
都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数	
（略）						
30716	岐阜	医療法人社団志册会加納渡辺病院	1.0063	0.0430	0.0019	0.0000
（略）						
31282	福岡	貝塚病院	1.0063	0.0870	0.0030	0.0000
（略）						

○国土交通省告示第九百八十七号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容及び令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容及び令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する告示

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容の一部改正）

第一条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容（令和四年国土交通省告示第八百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の十八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第五条の二に規定する認定対象建築物（認定対象住戸（共同住宅等に含まれる一の住戸であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第六条第一項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。）の法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容がマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十八に規定する認定管理計画に定められていることとする。	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第五条の二に規定する認定対象建築物（認定対象住戸（共同住宅等に含まれる一の住戸であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第六条第一項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。）の法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容がマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の八に規定する認定管理計画に定められていることとする。
一～四　（略）	一～四　（略）